

(案)

補助金等の交付手続等に関する規則第11条及び第13の規定に基づく
状況報告及び実績報告の取扱いについて

補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）第11条及び第13条第1項の規定に基づく状況報告及び実績報告については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 状況報告（規則第11条関係）

状況報告は、補助事業等の進捗状況を的確に把握するために実施するものであるため、補助金の交付決定からおおむね6月後に、補助事業者に対して補助金等事業状況報告書（別紙1）の提出を求めることとする。

ただし、補助金等の交付決定額が100万円未満のときは、補助事業等の執行状況の確認が必要であると認められる場合に限り、補助金等事業状況報告書の提出を求めることとする。

2 実績報告（規則第13条第1項関係）

実績報告は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合したか否かを審査し、補助金等の精算による補助制度の結了又は是正措置を判断するために行うものであるため、実績報告書の提出に当たっては、補助制度についての的確な判断ができるよう、様式及び提出時期を定めて行うこととする。

なお、規則第13条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類として、補助金等事業自己評価書（別紙2）を定めることとする。

補助金等事業状況報告書

年 月 日

(あて先) 富士見市長

住所

氏名

Ⓜ

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

補助事業等の実施状況（ 月 日現在）について、次のとおり報告します。

補助事業等 交付決定書名				
補助金等 交付決定額		概算払 ・ 精算払		
事業目的				
事業内容				
主な 事業 実施 状況		計画段階（申請時点）	現状（実績等）	補助対象経費 支出額（円）
	月			
	月			
	月			
	月			
	月			
	月			
事業実施状況	1:おおむね予定とおり 2:あまり進んでいない 3:ほとんど進んでいない			
事業実施状況 で2・3と答 えた場合のみ 記入	(主な理由と改善策)			

※担当課評価欄（今後の方針）
1:承認 2:調査実施 3:遂行命令

別紙2

補助金等事業自己評価書

項目	自己評価欄	
1 事業は計画（申請）どおり実施することができたか	1 できた 2 おおむねできた	3 あまりできなかった 4 ほとんどできなかった
2 1の回答で3・4と答えた場合のみ記入	(主な理由)	
3 計画時に期待した効果をあげることができたか	1 できた 2 おおむねできた	3 あまりできなかった 4 ほとんどできなかった
4 3の回答で3・4と答えた場合のみ記入	(主な理由)	
5 事業に対する市民（利用者）ニーズはどのようなものがあったか		
6 今回の事業についてどのような自己評価をしているか		
7 事業の自立に向けて事業の改善点などはあるか		

備考 自己評価欄中番号があるものについては、番号に○を付してください。